

薩摩川内市自治基本条例 原案

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 まちづくりの基本理念

第4条 この条例の位置付け

第2章 まちづくりの主体

第5条 市民の権利と責務

第6条 事業者の責務

第7条 市長の責務

第8条 執行機関の責務

第9条 職員の責務

第3章 市民と市の情報共有

第10条 情報の共有

第11条 情報の公開

第12条 個人情報の保護

第4章 協働と参画

第13条 協働の推進

第14条 市民参画の保障

第15条 計画過程等への参画

第5章 公正及び信頼の確保

第16条 対話の場の設置

第17条 意見等へ対応

第18条 市民意見の公募手続

第19条 審議会等への参加

第6章 コミュニティ

第20条 コミュニティ活動

第21条 地区コミュニティ協議会

第22条 地区コミュニティ協議会の支援

第23条 自治会活動への理解等

第24条 自治会活動への支援

第7章 市政経営

第25条 総合計画の策定等

第26条 総合計画の実施状況

第27条 説明責任

第28条 行政手続

第29条 市民投票

第30条 法令の遵守

第31条 条例の制定及び法令の活用

第32条 組織

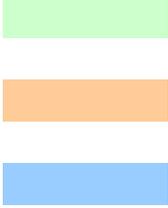
第33条 国，他の地方公共団体等の連携

第8章 審議会の設置

第34条 条例の運用の充実と審議会の設置

第9章 条例の見直し

第35条 この条例の見直し

- 
- 総合計画審議会で作された意見
 - 議会で作された意見
 - パブリックコメントで作された意見

総合計画審議会 諮問原案	修正案
<p>私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた1市4町4村が合併し、平成16年10月に誕生したまちです。</p> <p>合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。</p> <p>これからの私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが大切です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが次世代まで「薩摩川内市にずっと住みたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、市民と市がそれぞれ対等な立場で、まちづくりの主体であることを自覚し、自らが持つ権利と責務の下、協働のまちづくりを推進し、住民自治を実現していくことが必要です。</p> <p>これらを踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るため、この条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた1市4町4村が合併し、平成16年10月に誕生したまちです。</p> <p>合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。</p> <p>これからの私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが大切です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが次世代まで「薩摩川内市にずっと住みたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、市民自らが主体となってまちづくりに参画し、市民と市がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働のまちづくりを進め、住民自治を実現していくことが必要です。</p> <p>これらを踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るため、この条例を制定します。</p> <p>【意見】 耕作放棄地の増加を始めとする、過疎対策・限界集落対策に関する文言を挿入したらどうか。</p> <p>【見解】 個別対応に関する文言は新たに挿入しない。</p> <p>【理由】 「薩摩川内市にずっと住みたい」という気持ちが生まれるためのまちづくりの前提には、景観の保全・活用、生活環境・福祉等の保障は必要不可欠であり、これに、過疎対策・限界集落対策は含まれると考える。</p> <p>自治基本条例は、薩摩川内市の今後のまちづくりの方針を定める包括的なものであるので、個別事案の具体的対応策は、各計画に委任することとしたい。</p> <p>【意見】 「それぞれ」という表現は、分離をイメージさせるので文言の整理をしたらどうか。</p> <p>市民と市で「対等な立場」というのはいりえるのか。</p> <p>【見解】 「それぞれ対等な立場」という表現で、まちづくりにおいてお互</p>

<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念，市民の権利と責務，市の責務等を明らかにするとともに，情報共有，協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより，住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>いが独立した存在で，良きパートナーとして，互いの不足する部分を補い合うことを表現していたが，上記意見を踏まえて，修正を行った。</p> <p>【理由】 「それぞれ」という表現をより補完性を持たせるために，「お互い」という表現に変えた。</p> <p>「対等な立場」という表現をより補完性を持たせるために，住民自治の実現に必要な「参画」「協働」の理念を前面に取り上げることにした。</p> <p>「補完」 不足したところを補って，完全なものにすること</p> <p>【意見】 市民憲章との整合性を考えるのであれば，前文にもう少し市民憲章の精神を入れ込んだらどうか。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は，本市のまちづくりの基本理念，市民の権利と責務，市の責務等を明らかにするとともに，情報の共有，協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより，住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。</p> <p>【意見】 「情報共有」「共生協働」「市民参画」と4文字で揃えたらどうか。</p> <p>【見解】 文言の修正は行わない。</p> <p>【理由】 「情報共有」「協働」「参画」という単語を用いて市民に説明を行っており，別に出てきた新たな文言と受け取られるおそれがある。</p> <p>4文字での表現は，視覚的及び聴覚的に長く硬い印象を受ける。</p> <p>【意見】 「住民自治」の「住民」と「市民」の区別は何か。</p> <p>【見解】 文言の修正は行わない。</p> <p>【理由】 「住民自治」は，一つの単語として地方自治の中に存在し，認識</p>
---	---

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者をいう。

事業者 市内において営利又は非営利を目的とした事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。

市 議会を除く市の執行機関をいう。

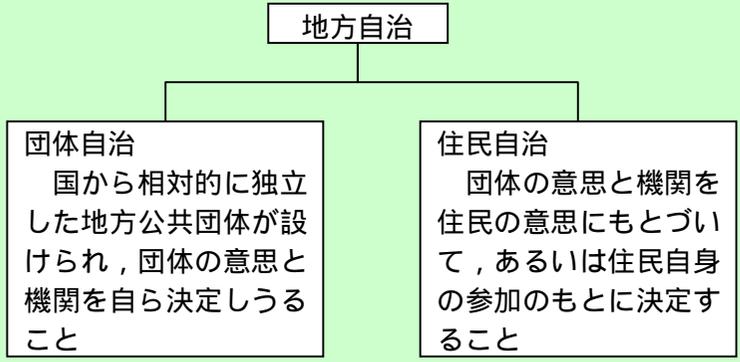
市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び自動車運送事業管理者をいう。

まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。

協働 市民及び市が、共通の目標に向かって**対等の立場で**互いの自主性を尊重しながら、協力し合うことをいう。

参画 自らの意思と責任を持って、市が実施する施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程について市民が関与することをいう。

されているためそのまま引用する。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者をいう。

事業者 市内において営利又は非営利を目的とした事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。

市 議会を除く市の執行機関をいう。

市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び自動車運送事業管理者をいう。

まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。

協働 市民及び市が、共通の目標に向かって**それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し**、互いの自主性を尊重しながら、協力し合うことをいう。

参画 自らの意思と責任を持って、市が実施する施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程について市民が関与することをいう。

<p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>第3条 まちづくりは、自らの積極的な意思で市民及び市が一体となって取り組むものとし、それぞれが互いの意見及び立場を尊重し、常に対等な関係を保ち、補完し合い協力して進めていかなければならない。</p> <p>(この条例の位置付け)</p> <p>第4条 この条例は、本市の自治の基本となる条例として位置付けるものであり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、他の条例、規則その他規程の制定改廃、解釈及び運用又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更にあたっては、この条例との整合を図らなければならない。</p>	<p>【意見】 「コミュニティ」「地区コミュニティ協議会」の定義を追加すべき。</p> <p>【意見】 「市民」の定義がわかりにくい。「市内に居住する者若しくは市外に居住し市内へ通勤、通学する者又は事業者をいう。」と修正したらどうか。</p> <p>【意見】 「市民」の定義に「事業者」が含まれるが、今日の法体系のもとでは、矛盾した考えではないか。</p> <p>【意見】 「市」の定義が理解できない。</p> <p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>第3条 まちづくりは、自らの積極的な意思で市民及び市が一体となって取り組むものとし、それぞれが互いの意見及び立場を尊重し、常に対等な関係を保ち、補完し合い協力して進めていかなければならない。</p> <p>(この条例の位置付け)</p> <p>第4条 この条例は、本市の自治の基本を定めた最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、まちづくりを進めていかなければならない。</p> <p>2 市は、他の条例、規則その他規程の制定改廃、解釈及び運用又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更にあたっては、この条例との整合を図らなければならない。</p> <p>【意見】 薩摩川内市の「最高規範」ときちんと明文化することで、各主体の連携が図られるのではないか。 「最高規範」と明文化することで、市民が拘束され、人間関係が窮屈になるのではないか。</p> <p>【見解】 「最高規範」を挿入する。</p>
--	--

【理由】 市民憲章との兼ね合いで削除したが、市民憲章には法的拘束力はなく、行動規範としての位置付けしかない。自治基本条例は、薩摩川内市の例規の頂点に立つ条例という解釈を行えば、「最高規範」という文言を挿入し、他との例規との違いを明確にした方が良いと考える。
「最高規範」という文言を挿入することにより、市民も本条例を意識し住民自治が促進され则认为る。

【意見】 第1項に関し、「努めなければならない」という努力義務では「守らなくてよい」という解釈を受けかねない。「最高規範」という文言を挿入させた方がいいのではないか。

【意見】 自治基本条例は、条例の中で最高のものである。「最高規範」という文言により、自治基本条例にぶら下がっている他の条例等に影響が出てくると考えるため、挿入した方がいいと考える。

第2章 まちづくりの主体 (市民の権利と責務)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有するものとする。参画に当たっては、まちづくりの主体であることを自覚して**行動しなければならない**。

2 市民は、市政に関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有するものとする。

3 市民は、前2項に規定する権利の行使に当たっては、**公共の福祉の増進のために用いなければならない**。

4 市民は、市民相互間の理解を深め、交流及び連携を行い、より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を展開するよう努めるものとする。

【意見】 「自らの発言と行動に責任を持たなければならない」という表現は生々しすぎる。この表現であれば、市長の責務、職員の責務に

第2章 まちづくりの主体 (市民の権利と責務)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有するものとする。参画に当たっては、まちづくりの主体であることを自覚し、**自らの発言と行動に責任を持たなければならない**。

2 市民は、市政に関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有するものとする。

3 市民は、市民相互間の理解を深め、交流及び連携を行い、より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を展開するよう努めるものとする。

【委員から】
事業者に対し、市政の情報共有を図り、本条項の趣旨を徹底させることで盛り込むことを了承。

(事業者の責務)
第6条 事業者は、地域社会の一員として、公益的な活動の意義を認識し、積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

も同じレベルで挿入すべき。

【見解】 上記表現は、修正する。

【理由】 市民の責務「自らの発言と行動に責任を持たなければならない」という表現、市長の責務「誠実かつ公正に市政の執行に取り組む」という表現、職員の責務「全体の奉仕者である」という表現は、同じことを指すと考えるが、市民だけ「責任」を負わずとの意見も考慮し、表現を修正する。

ただし、まちづくりに参画する以上は、市民側も主張をするだけでは、まちづくりは進まないと考える。第2条第7号で「参画」を「自らの意思と責任をもって」と定義しているため、間接的に市民の発言、行動は責任を伴うことになると考え、「自らの発言及び行動」の部分は削除した。

また、「まちづくり＝公共的活動」の主体であることを自覚することによって、無責任な言動は生じないと考え、「自らの発言及び行動」の部分は削除した。

【意見】 市民と市がまちづくりを考えると、市は法に縛られ、一方は憲法の範囲内で自由というのは、同じ立場と言えないので、権利の行使の濫用を防ぐ文言を挿入したらどうか。

【見解】 権利の行使の濫用を防ぐ文言を挿入する。

【理由】 まちづくりは、第2条第5号で定義しているように「公共的活動」である。よって、その活動に私利私欲が入っては成立しないので、ここで敢えて「公共の福祉」という文言を用いることにより、権利の濫用を排除した。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、公益的な活動の意義を認識し、積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

【意見】 骨子の中に「事業者は、自己の活動だけに固執するのではなく」という文言が削除されている。開発事業者に対し、事業者と住民の

間の合意形成が困難な場合はどのように調整するのか。

(市長の責務)

第7条 市長は、市政経営の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し、誠実かつ公正に市政の執行に取り組むとともに、職員の育成に努めなければならない。

(市の執行機関の責務)

第8条 市の執行機関は、その権限と責任において、誠実かつ公正に職務の執行に取り組まなければならない。

2 市の執行機関は、互いに協力し、連携しながら行政機能を発揮しなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技術等の能力開発及び自己啓発に努め、その知識、技術等を、まちづくりに携わる専門家として必要に応じて市民に還元しなければならない。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

(市長の責務)

第7条 市長は、市政経営の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し、誠実かつ公正に市政の執行に取り組むとともに、職員の育成に努めなければならない。

(市の執行機関の責務)

第8条 市の執行機関は、その権限と責任において、誠実かつ公正に職務の執行に取り組まなければならない。

2 市の執行機関は、互いに協力し、連携しながら行政機能を発揮しなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技術等の能力開発及び自己啓発に努めなければならない。

3 職員は、まちづくりに関する知識、技術等を必要に応じ市民に提供し、まちづくりを支援しなければならない。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

【意見】 「まちづくりに携わる専門家」という表現は誤解を生むおそれがあるので、違う表現はできないか。

「還元」という言葉は、条文の中において違和感があるので、違う表現はできないか。

【見解】 削除する。

「還元」の内容を示す条項を新たに挿入する。

【理由】 「まちづくりの専門家」という表現は、「まちづくり」を公共的活動と定義しているため、専らそれに携わっている職員という立場

<p>第3章 市民と市の情報共有 (情報の提供)</p> <p>第10条 市は、その保有する情報を市民と共有するために、市民にわかりやすくその情報を提供しなければならない。</p> <p>2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めなければならない。</p>	<p>を表現した言葉である。</p> <p>しかし、まちづくりの専門分野に秀でた市民は当然存在し、職員に限ったことではないので削除した。</p> <p>職務の遂行上に知りえたまちづくりに関する知識、技術は、法令に触れない範囲で、地域活性化のために市民に提供し、市民が、まちづくりに積極的に取りかけられるよう支援する必要があると考えた。</p> <p>第3章 市民と市の情報共有 (情報の共有)</p> <p>第10条 市は、その保有する情報を市民に分かりやすく提供し、市民との情報共有に努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な伝達手段の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めなければならない</p> <p>【意見】 「情報の提供」が第1項に書かれているが、その前に、「市民と市はお互いに連携しながら情報共有に努める」という原則を設けたらどうか。</p> <p>【見解】 条項の見出しを修正する。 1項の文言を前半、後半を入れ替える。</p> <p>【理由】 情報の提供という一方的な見出しを、双方向性を持たせるために共有を用いる。 情報共有の原則を語尾に持つことにより、分かり易い情報提供の原則は、情報共有の手段というイメージを強くする。</p> <p>【意見】 「多様な媒体」というのは、高齢者には理解しづらい文言なので、違う表現を用いたらどうか。</p> <p>【見解】 「多様な伝達手段」と修正する。</p> <p>【理由】 媒体とは、広報紙・ホームページ・ラジオ・テレビ等のハードを指し、情報伝達手段と修正しても意図するところと同じであると考</p>
--	--

<p>(情報の公開)</p> <p>第11条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第12条 市は、個人の権利及び利益が侵されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4章 協働と参画</p> <p>(協働の推進)</p> <p>第13条 市民及び市は、互いに連携を図りながら、協働してまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>える。</p> <p>(情報の公開)</p> <p>第11条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>【意見】 情報の公開に当たっては、「原則」を設ける必要はない。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第12条 市は、個人の権利及び利益が侵されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4章 協働と参画</p> <p>(協働の推進)</p> <p>第13条 市民及び市は、互いに連携を図りながら、協働してまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>【意見】 「市民がその担い手となれるよう」という表現は、市民だけが公共的課題の解決や公共的サービスの提供を担うのかという懸念が沸くので、違う表現にしたらどうか。</p> <p>【見解】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 第1項で市民と市の協働の原則をうたっている。まちづくりは、公共的活動であり、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等を含む。第2項はそれを受けて、今まで行政が行ってきた分野にいきなり市民を巻き込まないように、市として適切な措置を講じながら市民を育成することを目的としている。</p>
---	---

(市民参画の保障)

第14条 市は、まちづくりに対する市民の参画の機会を設けなければならない。

2 市は、市民がまちづくりに参画しないことによって不利益を被ることのないよう配慮しなければならない。

【委員から】

ふれあい市民会議，出前講座等の運用について，具体的方針を検討すること

(計画過程等への参画)

第15条 市は、施策，事業等の企画立案から実施，評価に至る過程において市民が参画できるよう配慮しなければならない。

第5章 公正及び信頼の確保

(対話の場の設置)

第16条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。

(意見等への対応)

第17条 市は、市民からの意見，要望等があったときは，誠実かつ的確に対応しなければならない。

2 市は、市民から苦情が寄せられたときは，その内容や原因を調査分析し，業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

(市民参画の保障)

第14条 市は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければならない。

【意見】 2項は市民参画をうたう条例にあってマイナス表現であり不適切である。また、利己主義を助長する懸念もあり、第2項は削除し、第1項の「市民参画の機会」を膨らまして表現したらどうか。

【見解】 第2項を削除し、参画の機会の保障のため、具体的に参画制度を整備するよう第1項を修正する。

【理由】 市民参画を保障する意味合いに重点を置き、参画する場所を提供する旨を強調するために条文の修正を行う。
本条例に罰則規定はなく、参画してもしなくても罰せられることはないという判断から、第2項は削除する。

(計画過程等への参画)

第15条 市は、施策，事業等の企画立案から実施，評価に至る過程において市民が参画できるよう配慮しなければならない。

第5章 公正及び信頼の確保

(対話の場の設置)

第16条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。

(意見等への対応)

第17条 市は、まちづくりに関する市民からの意見，要望等があったときは，誠実かつ的確に対応しなければならない。

2 市は、市民から公共の福祉を実現するための苦情が寄せられたときは，その内容や原因を調査分析し，業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

3 市は、市民の意見，要望，苦情等の内容について，必要に応じて公表するものとする。

【意見】 「個人を攻撃したり，公共の福祉に反するような意見・要望・苦情」については，歯止めになるような文言を挿入したらどうか。

【見解】 「個人を攻撃したり，公共の福祉に反するような意見・要望・苦情」を排除する目的で，条文を修正する。

【理由】 まちづくりは，第2条第5号で定義しているように，「住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動」を指す。そこで，意見等への対応について，「まちづくりに関する」という文言を挿入することにより，出される意見・要望・苦情は私利私欲から出た意見ではなく，公共の福祉を実現するための意見であり，またそのような意見等にしか対応しない旨が意図されるのではないかと考える。

【意見】 意見・要望・苦情等の内容については，個人情報観点から公開しない方がいいのではないか。

本人の意思が確認できれば公開してもいいのではないか。

建設的な意見に関しては，名前を伏せた上で，原則公開としたほうがいいのではないか。

【見解】 個別に出された意見は，原則公表する。

【理由】 市民からの意見，要望，苦情等の中には，個人情報が入っていたり，また公務員としての守秘義務の観点から公表することが望ましくない場合もあるので「必要に応じて」という文言を入れて，原則公表することとした。

（市民意見の公募**手続**）

第18条 市は，本市の基本的な計画，構想等を策定しようとする場合には，公募により，市民の意見を求め，**その意見に対する市の考え方を明らかにしなければならない。**

【意見】 市民から出された意見の取扱いについて明らかにしておく必要はないか。

【見解】 条項の見出し及び条文を修正する。

（市民意見の公募）

第18条 市は，本市の基本的な計画，構想等を策定しようとする場合には，公募により，市民の意見を求めなければならない。

委員から公開に関する意見は出ていないが、非公開にする場合を追加して表記したらどうか。

(審議会等への参加)

- 第19条 市は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を任命、委嘱又はこれらに類する行為をしようとする場合には、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、特に専門的な審議を行う場合、特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合、行政処分に関する審議を行う場合その他正当な理由がある場合を除くものとする。
- 2 審議会等の会議は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として公開するものとする。

第6章 コミュニティ

(コミュニティ活動)

- 第20条 市民は、明るく豊かなまちを創るため、積極的にまちづくりに取り組み、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

(地区コミュニティ協議会)

- 第21条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。
- 2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会及びその

【理由】 「パブリックコメント手続実施要綱」第2条に「提出された意見に対する本市の考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続」と明記されているので、出された意見の取扱いを明らかにしても何ら問題はないと考える。
意見の取扱いについて条文を修正したことにより、条項の見出しに「手続」を追加する。

(審議会等への参加)

- 第19条 市は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を任命、委嘱又はこれらに類する行為をしようとする場合には、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、特に専門的な審議を行う場合、特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合、行政処分に関する審議を行う場合その他正当な理由がある場合を除くものとする。
- 2 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開とした場合は、この限りでない。

第6章 コミュニティ

(コミュニティ活動)

- 第20条 市民は、自主的に地域が抱える課題について共に考え、対応し、地域への誇りを深め、生きがいの創出や活力ある地域の創造に努めるものとする。

(地区コミュニティ協議会)

- 第21条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。
- 2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会及びその

他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

第2項は、第1項と主体が違うので、このまま生かす。

第1項 組織づくりのための項

第2項 組織されたものがどういつながりを持って、コミュニティ活動を展開していくかという項

(地区コミュニティ協議会への支援)

第22条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう**環境整備**に努めるものとする。

2 市は、地区コミュニティ協議会の**役割**を認識し、自主性及び自立性を**損ねることなく**、協働してまちづくりを進めなければならない。

他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

【意見】 地区コミュニティ協議会は発足し、すでに4年目に入っている。また、補助金等の予算措置も含めて、市や市議会でオーソライズされている組織であるので、「組織し、」という表現は不要ではないか。

【見解】 修正はしない。

【理由】 地区コミュニティ協議会は、任意に組織された協議会であるという位置付けがなされているため、今後も再編の可能性はある。地区コミュニティ協議会は、地区の活性化のために人工的に組織されたものである。(テーマ型コミュニティに近い)そこで、「市民は、・・・運営することができる」とすると誰が主体となってつくった協議会なのか不明瞭になってしまうと考える。地区コミュニティ協議会の設置根拠となるように狙いを定めている条項なので、「組織し、」は必要と考える。

(地区コミュニティ協議会への支援)

第22条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう**必要な支援**に努めるものとする。

2 市は、**支援を行う場合は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。**

【意見】 「環境整備」という表現をもう少し具体的にできないか。

【見解】 条文を修正する。

【理由】 「環境整備」という一言で支援内容を表現すると、ハード面の整備という印象を与えるおそれがあるため、「必要な支援=地区コミュニティ活動が望む人的支援、技術的支援、財政的支援、活動の場の提供等」という表現に改める。

ただし、地区コミが望む支援はそれぞれ違うので「必要な」という文言の修正に留め、具体的な内容については逐条解説などで表現することとしたい。

<p>(自治会活動への理解等)</p> <p>第23条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づき形成された自治会の環境美化活動、防災活動その他のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。</p>	<p>【意見】 地区コミュニティ協議会の果たす役割について明記はないため、違う表現に変えたらどうか。</p> <p>【見解】 修正しない。</p> <p>【理由】 地区コミュニティ協議会を設置する目的は、第21条第1項に「コミュニティ活動を実現するため」と明記している。そのため、地区コミの果たす役割は、推察されると考える。</p> <p>【意見】 「損ねる」は、マイナスイメージを誘引するので、違う表現はできないか。</p> <p>【見解】 「尊重する」に表現を修正する。</p> <p>【理由】 第2項は、第13条第1項と重複するため削除し、市が支援をする場合の注意、心得を新たに挿入した。その際に、「損ねる」という表現は削除し、「尊重する」に改めた。</p> <p>(自治会活動への理解等)</p> <p>第23条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会に加入し、そのコミュニティ活動に参加するよう努めるものとする。</p> <p>【意見】 「相互扶助の精神」という表現は、「守り」のイメージがある。皆が積極的に自治会に加入したいと思うような、違う表現はできないか。</p> <p>「形成された」は難しいので、違う表現はできないか。</p> <p>【見解】 「相互扶助の精神」はそのまま残し、条文を簡略にする。また、「形成された」は「組織された」に修正する。</p> <p>【理由】 自治会を組織するに至った根底には、お互いに理解し合い、助け合いながら自分たちの地域のことは自分たちの手で解決しよう、処理しようという精神があると考え。そのような状態を考えた場合、「相互扶助の精神」は欠くことのできない表現だと考える。</p> <p>「守り」の要素も多分にあるが、何かを積極的に進めようとするときは、やはり、その中心には守っていくべき核がなければ前に</p>
---	--

(自治会活動への支援)

第24条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。

は進まず、その核は自治会においては「お互い様の精神」だと考えた。

また、自治会活動もコミュニティ活動であり、その意図するところは第20条で明らかにし、ここでは自治会の加入及びその活動への参加を呼びかけるに留めた。

【意見】 自治会活動への理解及び加入は、自治会の受け入れる側の努力も必要ではないか。加入を個人の努力義務だけに課すのはどうか。

「加入しやすい環境づくり」という文言を挿入し、自治会の努力規定も設けてはどうか。

【意見】 自治会への加入をもう少し強い言葉で表現できないか。

(自治会活動への支援)

第24条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。

【意見】 「できる」は、条文にふさわしくないので「できるものとする」という表現ではどうか。

【見解】 修正しない。

【理由】 「できるものとする」という表現は、「できる」という表現より弱くなるため。

【意見】 「その活動に応じて支援することができる」という表現は、市の施策に沿うことは支援するが、それ以外は支援しないというふうに解釈できる。「支援するものとする」という表現に変えたらどうか。

【意見】 第6章のコミュニティは、第2章「まちづくりの主体」の後にもってくるべきではないか。その後に行行政として、しなければならないことを盛り込むべきだと考える。

(総合計画の策定等)

第25条 市は、長期的な展望に立った計画(以下「総合計画」という。)を総合的な市政経営の指針として、この条例の趣旨に則して、策定し、及び実施しなければならない。

2 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

3 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

(総合計画の実施状況)

第26条 市は、総合計画の下に各行政分野で策定した各種計画及び指針において実施した事務事業等の進捗状況について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価し、公表しなければならない。

(説明責任)

第27条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。

(行政手続)

第28条 市は、市民の**権利利益**の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

第7章 市政経営

(総合計画の策定等)

第25条 市は、長期的な展望に立った計画(以下「総合計画」という。)を総合的な市政経営の指針として、この条例の趣旨に則して、策定し、及び実施しなければならない。

2 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

3 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

【意見】 首長が変われば、当然に新しい政策も生まれると考えられるが、その時、この条項との整合性はどのようにするのか。

【意見】 現実の総合計画に対しては、賛成、反対の市民があり、時がたてば、異なった考えも出てくると考える。
進むべき方向を一つに決めておくことは市の沈滞を招くことにならないか。

(総合計画の実施状況)

第26条 市は、総合計画の下に各行政分野で策定した各種計画及び指針において実施した事務事業等の進捗状況について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価し、公表しなければならない。

(説明責任)

第27条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。

<p>(市民投票)</p> <p>第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。</p> <p>選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。</p> <p>議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。</p> <p>市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。</p> <p>2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。</p> <p>(法令の遵守)</p> <p>第30条 市は、法令を遵守し、かつ公正に市政経営を行わなければならない。</p> <p>(条例の制定及び法令の活用)</p> <p>第31条 市長は、市民のニーズ及び市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、必要な条例、規則等を制定しなければならない。</p>	<p>(行政手続)</p> <p>第28条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。</p> <p>【意見】 権利と利益は同じ意味ではないので、文言の間を開けたらどうか。</p> <p>【見解】 修正しない。</p> <p>【理由】 この条項は、行政手続条例の目的の部分引用しているため修正はしない。</p> <p>(市民投票)</p> <p>第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。</p> <p>選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。</p> <p>議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。</p> <p>市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。</p> <p>2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。</p> <p>【意見】 自治基本条例は、あくまで基本条例であるので核心的な部分だけ記載すればよいと考えるがどうか。</p> <p>(法令の遵守)</p> <p>第30条 市は、法令を遵守し、かつ公正に市政経営を行わなければならない。</p>
---	---

(組織)

第32条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供しよう、業務改善に努めなければならない。

(国、他の地方公共団体等との連携)

第33条 市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

第8章 審議会の設置

(条例の運用の充実と審議会の設置)

第34条 市は、この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図るため、薩摩川内市 審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。

2 審議会は、この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

第9章 条例の見直し

(この条例の見直し)

第35条 市長は、審議会の意見を踏まえ、この条例の見直しの要否等について検討し、その実効性を確保するため見直す必要があると認めるときは、遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。

(条例の制定及び法令の活用)

第31条 市長は、市民のニーズ及び市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、必要な条例、規則等を制定しなければならない。

(組織)

第32条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供しよう、業務改善に努めなければならない。

(国、他の地方公共団体等との連携)

第33条 市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

第8章 審議会の設置

(条例の運用の充実と審議会の設置)

第34条 市は、この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図るため、薩摩川内市 審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。

2 審議会は、この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

【意見】 条例施行後の検証は最も重要なことである。その検証結果は、まちづくりの主役である市民に知らせることが重要である。

<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>第9章 条例の見直し (この条例の見直し) 第35条 市長は、審議会の意見を踏まえ、この条例の見直しの要否等について検討し、その実効性を確保するため見直す必要があると認めたときは、遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p>
---	---

